

参考見積募集要領

次のとおり参考見積を募集します。

令和8年2月19日

独立行政法人水資源機構
吉野川下流総合管理所長 谷本 修

1. 目的

この参考見積の募集は、吉野川下流総合管理所で発注を予定している業務の積算の参考とするためのものです。

なお、この参考見積書のご提出は、業務発注の指名（若しくは競争参加資格）をお約束するものではないことをあらかじめご承知ください。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における一般競争（指名競争）参加資格業者の認定（その他（役務の提供）－自動車修理、車検）を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、吉野川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、別添の参考見積仕様書を満足する費用を記載してください。

なお、参考見積書の様式は問いません。

- (2) 提出期間 令和8年2月27日（金）まで

- (3) 提出先 独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所長 谷本 修

【担当】総務課 小林

〒771-1347 徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本250-22

TEL 088-624-7733

FAX 088-624-7743

メールアドレス nyukei_yoshikaryuu@water.go.jp

- (4) 提出方法 書面はメール、FAX、郵送又は持参によりご提出ください。押印を省略する場合は、余白等へ以下の事項を記載してください。

- ・本件責任者（会社名・部署・氏名）
- ・本件担当者（会社名・部署・氏名）
- ・連絡先1 ※代表電話等
- ・連絡先2 ※部署直通やご担当者の携帯番号等

ご持参いただく場合は、上記期間の土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までの間に3. (3)の提出先にご提出ください。

4. 参考見積内容

別添の参考見積仕様書のとおりです。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合には、次のとおり、書面（様式自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和8年2月20日（金）から令和8年2月24日（火）まで
ご持参いただく場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く
毎日、午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所：3. (3)に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4)に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和8年2月26日（木）から令和8年2月27日（金）まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者のご負担とさせていただきます。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

参考見積仕様書

1. 適 用

本件は、独立行政法人水資源機構吉野川下流総合管理所が発注を予定する「公用車法定12ヶ月点検及びタイヤ交換購入(仮称)」に適用する。

2. 履行及び引渡場所

2-1 徳島県徳島市川内町榎瀬841番地

独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所 旧吉野川河口堰管理所

2-2 徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本250番22

独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所

3. 業務期間

契約締結の翌日から令和8年3月27日まで

4. 業務内容

本件は、下記車両の法定12ヶ月点検及びタイヤ交換を行うものである。

4-1 車種 : ①三菱 デリカD:5 LDA-CV1W

②三菱 ミニキャブトラック GBD-U62T

③スズキ ワゴンR MH85S

4-2 番号: ①徳島300の65-65 初年度登録 平成30年2月(車検:令和9年2月)

②徳島480あ19-00 初年度登録 平成17年3月(車検:令和9年3月)

③徳島580め55-48 初年度登録 令和 3年6月(車検:令和8年6月)

4-3 詳細: ①及び② 法定12ヶ月点検

①及び② エンジンオイル、オイルエレメントの交換

② 新品スタッドレスタイヤ取付け及び古タイヤの処分

ダンロップ製 WINTER MAXX SV01 145R12 4本分

③ 新品ラジアルタイヤ取付け及び古タイヤの処分

ダンロップ製 Le MansV 155/65R14 4本分

5. その他

1) 作業にあたっては、受注者において自社作業場へ当該車両を移動して実施することとし、作業完了後当事務所に納入するものとする。

2) 点検の結果、修理・部品交換等(「4. 業務内容 4-3 詳細)」を除く)が発生する場合は、変更契約により処理するものとする。

3) この仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上で決定するものとする。